



ベビーシッター利用料助成



保護者の方が、一時的にお子さまを養育できない時に、自宅でベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。

【対象】

利用日時点で市内に住所を有する小学校3年生までの児童の保護者



【助成内容】

事業所に支払った利用料（入会金、年会費、交通費、キャンセル料等を除く。）の2分の1

※ 一家庭につき1日4,000円、一年度（4月1日～翌年3月31日）28,000円を限度とします。

※ 小学校第3学年までの児童が3人以上または小学校第3学年までの多胎児がいる家庭については一年度48,000円を限度とします。

【申請に必要なもの】

- ① 調布市子育て家庭ベビーシッター利用料助成申請書
- ② 事業所発行の領収書及び利用明細書（コピー不可）
- ③ 印鑑（認印で結構ですが、水性簡易印鑑は不可です。）
- ④ 保護者名義の金融機関振込口座を記載した委任状



※ 申請書・委任状は子ども政策課窓口でお渡ししています。

（委任状は変更がない限り、毎年度の初回申請時のみ提出していただきます。）

【申請期限】

ベビーシッターを利用した日から3か月以内に利用料助成申請書のご提出がないと、利用料が助成されません。ご利用が数日にわたる場合についても、利用した日から3か月を超えたベビーシッターご利用分については助成の対象となりません。

郵送によるご申請の場合は、市役所到着日が申請受付日となりますのでご注意ください。

【利用料助成の対象になる事業所等】

- 全国保育サービス協会（旧 全国ベビーシッター協会）に加盟している事業所
- 市長が特に認めた事業所

